

カーボンニュートラルに関する 静岡県及び県内市町の支援策

静岡県経済産業部商工業局

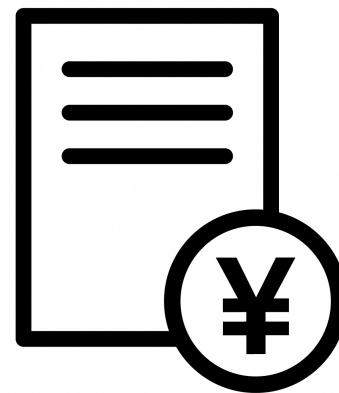
1 静岡県の支援策

<主な支援メニュー>

① 補助金

② 制度融資

③ その他（相談窓口等）



① 補助金-1

中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金

(環境政策課)
※事務局：県環境資源協会

補助率(額): **補助率 1 / 3 以内、上限 2 0 0 万円**/下限20万円

対 象 者 : 県内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での
年間エネルギー使用量が原油換算で1,500ℓに満たない **中小企業者 (個人事業主含む) 等**

対 象 経 費 : 既存の設備の
更新で **省エネ効果 5 %以上の省エネルギー設備の導入経費**
(空調、給湯、換気、照明設備、ボイラー等)

募 集 期 間 : **令和 4 年 7 月 11 日 (月) ~ 12 月 28 日 (水)**

※事業実施後 3 年間、温室効果ガス排出削減計画に基づく年度報告の提出必要。



① 補助金-2

経営革新計画促進事業費補助金（グリーン枠）

締切間近（8/15期限）（経営支援課）

補助率(額)：補助率 1/2以内、上限 500万円（新商品開発等）・ 200万円（販路開拓）・ 150万円（生産性向上）

対象者：経営革新計画の承認を受けた県内中小企業等

対象事業：新商品・新技術・新役務開発、販路開拓、生産性向上

※経営革新計画の内容が、社会の脱炭素化に寄与するものであること。（自社のCO2の排出量削減の取組等は対象外）

次世代自動車技術革新対応促進助成金

2次募集（①②③8/10正午期限）（新産業集積課）
締切間近（④8/19正午期限）※事務局：県産業振興財団

補助率(額)：補助率 2/3以内(①②)・ 1/2以内(③④)

上限 ①1,000万円 $\left[\begin{smallmatrix} 2年合計 \\ 2,000万円 \end{smallmatrix} \right]$ ・ ②500万円・ ③1,500万円 $\left[\begin{smallmatrix} 2年合計 \\ 2,250万円 \end{smallmatrix} \right]$ ・ ④200万円

対象者：県内中小企業・中堅企業

対象事業：①産官学連携型（産官学連携による研究開発等）、②一般型（研究開発等）

③事業化型（事業化に向けた研究開発等）、④試作品開発（次世代自動車の搭載部品の試作等）



① 補助金-3

水素供給設備整備事業費補助金

募集終了（エネルギー政策課）

補助率(額)：補助率 1 / 6以内、上限 1億円

対象者：県内で水素供給設備を設置する法人又は個人

対象経費：設備機器費、設計費、設備工事費、工事に係る負担金 等

※水素供給設備を新たに設置する事業で、(一社)次世代自動車振興センターが行う「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」の交付決定を受けていること。

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金

1次募集(①②終了)
2次募集(①②検討中)（エネルギー政策課）

補助率(額)：補助率 ① 1 / 3 以内・② 1 / 4 以内、上限 150万円～1億3,000万円

対象者：中小企業者、非営利団体、県内市町（政令指定都市を除く）

対象事業：小水力発電、バイオマス発電・熱利用、温泉エネルギーの導入に係る可能性調査事業、
設備導入事業

補助対象区域：①"ふじのくに"のフロンティアを拓く取組の地域循環共生圏に市町が設定する区域
②それ以外の区域



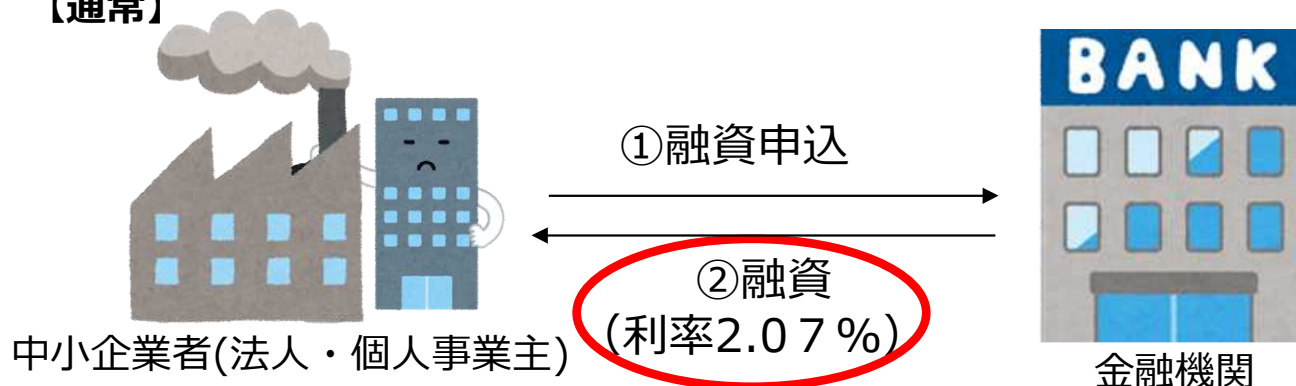
② 制度融資（概要）

制度融資とは・・・

県が金融機関に利子補給を行い、中小企業者の利子負担を軽減する制度

■ 利率2.07%で融資する場合

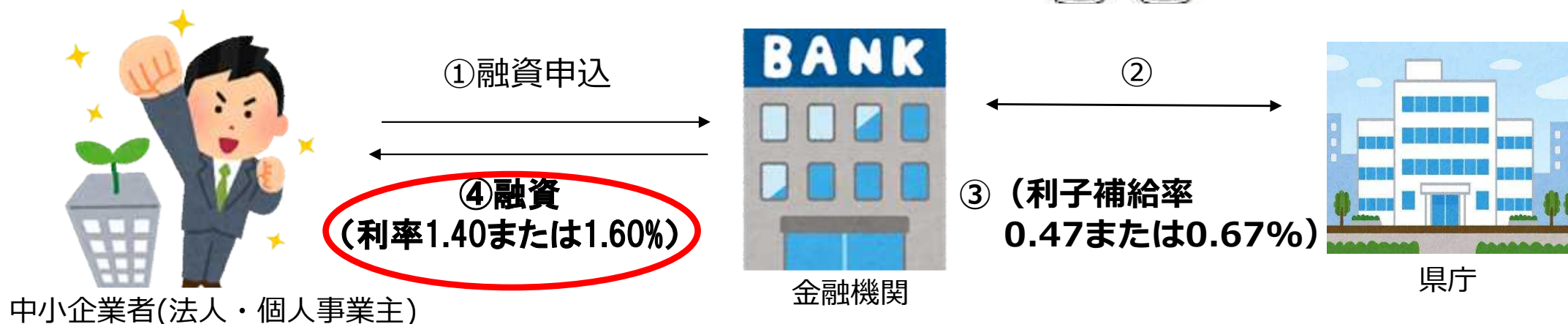
【通常】



県制度融資を利用すると
月々の利息負担が
楽になります！



【県制度融資を利用すると・・・】



資金メニューによって融資利率や利子補給率が異なります。

② 制度融資（脱炭素支援資金）

脱炭素支援資金

（商工金融課）

融 資 枠：50億円

融資限度額：1億円（天然ガスコージェネレーションは3億円）

金融機関所定金利：年2.07%以内

利子補給率：0.67%以内または0.47%以内

融 資 利 率：年1.4%以内または年1.6%以内

融 資 期 間：最長10年間（据置1年以内）

融資対象者：原則として、1年以上継続して同一事業を営んでおり、脱炭素に係る取組を実施する中小企業者等



脱炭素支援資金（詳細）

新工ネ・省工ネ設備

融 資 対 象：①新工ネ設備特別型・8設備

（太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、水力発電設備、天然ガス
コージェネレーション、バイオマス発電設備、バイオマス熱利用設備）

②上記以外のもの

利子補給率：①0.67%、②0.47%

次世代自動車等（温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等）

融 資 対 象：電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、燃料電池バス、燃料電池フォー
クリフト、EV充電器、V2H充放電設備、外部給電器等の付帯設備

利子補給率：0.67%

環境性能評価で一定以上の評価を受けた工場等建築物

融 資 対 象：環境性能評価でS又はAの評価を受けた工場等建築物の建築

（床面積合計2,000㎡以上の建築物で、CASBEE静岡においてBEEランクがS又はA評価のもの）

利子補給率：0.67%



③ その他

省エネ相談窓口

(環境政策課)

＜実施主体＞ 静岡県環境資源協会

- 登録アドバイザー27名
(エコアクション21審査員等)
- 事業者負担：無料
- 支援内容
 - ・省エネ診断
 - ・CO2排出量把握
 - ・削減計画策定 等

企業脱炭素化支援センターの業務アドバイザー以外にも、
各種専門家がバックアップします！

専門家派遣

(経営支援課)

＜実施主体＞ 静岡県産業振興財団

- 登録アドバイザー10名程度
(エネルギー管理士等)
- 事業者負担：有料
(派遣費用の1/3を負担)
- 支援内容
 - ・生産工程見直し
 - ・機械設備の運用見直し 等

次世代自動車関連

(新産業集積課)

＜実施主体＞ 次世代自動車センター浜松

- コーディネータ 6名
- 事業者負担 会員制 (月額1千円)
- 支援内容・脱炭素対応講座の開催
 - ・製造工程におけるCO2削減工法の開発支援 等

※静岡県産業振興財団にもコーディネータ 2名配置 (無料)



県支援策に係る担当窓口

メニュー	支援策	窓口	電話番号
補助金	中小企業等省エネ設備導入促進事業費補助金	県環境資源協会	050-3528-8042 (10時～17時)
	経営革新計画促進事業費補助金	県経営支援課	054-221-2526
	次世代自動車技術革新対応促進助成金	県産業振興財団	054-254-4512
	水素供給設備事業費補助金	県エネルギー政策課	054-221-2949
	ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金	県エネルギー政策課	054-221-2949
制度融資	脱炭素支援資金	県商工金融課	054-221-2519
その他	省エネ相談窓口	県環境資源協会	050-3528-8042 (10時～17時)
	専門家派遣	県産業振興財団	054-273-4434
	次世代自動車関連（コーディネータ）	次世代自動車センター浜松 県産業振興財団	053-489-8111 054-254-4512



2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。

※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問合せください。

1. 省エネ対策等に関する補助・融資制度

（1）補助制度（13市町）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
静岡市	静岡市中小企業者省エネルギー設備導入事業補助金	R4.4 ～R5.3	市内の事業所に省エネルギー設備を導入する中小企業者に費用の一部を助成するもの。	補助対象経費(200万円未満)の10分の1	環境創造課 電話: 054-221-1077	
浜松市	木質バイオマス利用拡大支援事業	R4.4 ～R5.1末	木質バイオマス設備の導入を計画する事業者に対して補助金を交付するもの。	・木質バイオマス熱利用設備又は発電設備の導入可能性調査費、設備導入に必要な基本設計費、実施設計費 ・補助率1/2、補助上限100万円/件 ・補助条件 熱又は電気が自家消費されるシステムであること(全量売電は不可)。木質バイオマス利用設備は、小規模(概ね1,000kW以下)であること。	カーボンニュートラル推進事業本部 電話: 053-457-2502	
	事業所向けエネルギー自立分散型設備導入支援事業	R4.4 ～R5.1末	創エネ及び蓄エネ設備を導入し、事業所におけるエネルギー自立を図る事業者に対して補助金を交付するもの。 ※1事業者2事業所までが補助対象 ※両方の設備を設置すること ※既存設備がある場合は、一方の設備だけでも可	補助対象設備及び補助額 ・太陽光発電設備(5kW以上): (自己所有) 2万円/kW、上限額20万円/事業所、(PPA)2万5千円/kW、上限額25万円/事業所 ・蓄電池(発電設備出力と同等程度): 3万円/kWh、上限額30万円/事業所	カーボンニュートラル推進事業本部 電話: 053-457-2502	
	スマートマンション等集合住宅整備促進事業	R4.4 ～R5.1末	マンション等集合住宅のエネルギー管理及び創エネ・省エネ・蓄エネを推進し、エネルギーの効率的な使用や無理のない節電、さらに災害に強いスマートコミュニティの構築を進めるため、対象システムを導入するデベロッパー・管理組合に対して補助金を交付するもの。 ※太陽光に限り、他の設備と同時に設置すること	補助対象設備及び補助額(いずれも別に上限額あり) ・MEMS(工事費・設備費): 1/3 ・エネファーム(専有部): 8万円/件 ・エネファーム(共用部): 10万円/件 ・太陽光(専有部): 2万5千円/戸 ・太陽光(共用部): 6千円/kW ・蓄電池(専有部・共用部): 2万円/kWh	カーボンニュートラル推進事業本部 電話: 053-457-2502	

2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
浜松市	浜松市中小事業者等グリーントランスフォーメーション支援補助金	R4.9～予定	原油価格や物価高騰の影響によるコスト増に直面している中小事業者がコスト削減及び省エネルギーにつながる製品等を購入や中小事業者等によるカーボンニュートラル対応に対する取り組みに対して補助金を交付するもの	補助対象及び補助額 ①CO2排出量等の見える化(例:温室効果ガス排出量診断、空調等配管のエア漏れ点検等)、上限額20万円、補助率10/10 ②LED等導入、上限額50万、補助率10/10 ③設備更新・省エネ機器導入(例:老朽化した空調機の更新、省エネ機器の導入等)、上限額200万円、補助率2/3 ④農業用省エネ技術等導入(例:ヒートポンプ、トラクター、スピードスプレーヤー等)、上限額200万円、補助率2/3 ⑤林業用省エネ技術等導入 (例:チェンソー、刈払機、運材車、集材ウインチ機等)、上限額200万円、補助率2/3 補助対象者 ①～③:全産業の市内中小事業者及び個人事業主 ④:認定農業者及び認定新規就農者 ⑤:FSC認証取得事業体及び自伐林家	産業振興課 電話:053-457-2044	
沼津市	中小企業者地球温暖化対策事業費補助金	R4.4～R5.3 ※申請受付はR5.2末まで ※R5.3末までに完了報告可能な場合に限る	ISO14001、ISO5001、エコアクション21のいずれかの認証取得、または(一財)省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断、市主催の事業者向け省エネルギー講習会のいずれかを受けた市内中小企業者等に対し、省エネルギー設備の導入設置等にかかる設備費の一部を予算の範囲内で補助する。 ①LED照明設備、②高効率給湯設備、③高効率空気調和設備、④高機能換気設備 ※①～④のうち2つ以上実施時のみ対象 ※①は設備費が10万を超える場合のみ対象 ※国・県等との併用不可。	1企業あたり設備費の1/3(上限50万円)	環境政策課 電話:055-934-4741	
三島市	中小企業者地球温暖化対策事業費補助金	R4.4～R5.3	市内に事業所を持つ中小企業、個人事業主に対し、高効率照明や高効率空調などの省エネルギー設備、太陽光発電や蓄電池などの再生可能エネルギー設備の導入に係る費用の一部を補助する。	省エネルギー設備:事業費の1/3(上限20万円) 再生可能エネルギー設備:太陽光発電設備、蓄電池ともに1万円/kw-kwh(上限20万円)	環境政策課 電話:055-983-2647	

2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
島田市	地域産業振興事業費補助金	R4.4 ～R5.3	市内の中小企業・小規模事業者が事業活動の近代化又は合理化を目的として行われる事業のうち、機械設備整備にかかる経費の一部を補助する。 補助対象経費：生産設備、加工設備などの整備に要する経費	補助対象経費の10分の1以内 上限100万円	商工課（産業支援センター） 電話：0547-54-5760	
	中小企業者事業継続力強化事業補助金	R4.4 ～R5.3	事業継続力強化計画等を策定し、経済産業省の認定を受けた市内中小企業者が、計画に沿った危機管理対策を行う事業のうち脱炭素社会の実現に資する経費の一部を補助する。 補助対象経費：蓄電池、電気自動車等（日常的に使用するものに限る。）	補助対象経費の2分の1以内 上限20万円	商工課 電話：0547-36-7146	
富士市	中小企業者温暖化対策事業費補助金	R4.4 ～R5.3	市税を完納している市内の中小企業者（大企業の子会社を除く。）に対し、省エネルギー改修工事や新エネルギー利用等を行うための設備の設置にかかる事業費の一部を補助する。 事業①：省エネルギー対策（照明設備のみの改修を除く） 対象：次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの（国又は市の省エネ診断の結果必要とされるもの） (1)温室効果ガス年間排出量を5t以上削減 (2)全体の温室効果ガス排出量を10%以上削減 (3)富士市環境エネルギー推進協議会が推奨する機器を導入 ※その他の機器と同時に照明設備を改修する事業で、照明設備の改修にかかる事業費が全体事業費の50%未満、かつ(1)又は(2)の条件を満たすものは補助対象 事業②：新エネルギー対策 対象：太陽光発電システム以外の新エネルギー利用等を行うための施設又は設備の導入	事業1：省エネルギー対策 補助額：次の(1)(2)のいずれか少ない方に環境認証取得状況に関わる係数(0.8～1.0)を乗じた額 (1)年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円 (2)設置費用の1/4（国県補助併用は1/10） ※上限90万円。国県補助併用は上限300万円 事業2：新エネルギー対策 補助額：(1)(2)のいずれか少ない方に環境認証取得状況に関わる係数(0.8～1.0)を乗じた額 (1)年間温室効果ガス削減量1kgあたり100円（売電目的は16円） (2)設置費用の1/4 ※上限500万円	環境総務課 電話：0545-55-2902	
	中小企業者再生可能エネルギー普及推進事業費補助金	R4.4 ～R5.3	市内に事業所を持つ個人事業主・中小企業者が事業所等に太陽光発電設備を「PPA(第三者所有モデル契約)」で導入する場合に補助金を交付する。他補助金と併用可。	・1kWあたり5千円(上限50万円) ・補助金はPPA提供事業者に交付されるが、契約料金の値引きを通じてPPA導入事業者に還元される。(直接PPA導入事業者に補助金を交付するものではない)	環境総務課 電話：0545-55-2902	

2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
掛川市	掛川市産業立地奨励事業費補助金	R3.4 ～R8.3	市内に事業所を持つ企業に対し、前年に新たに購入した主たる事業の用に供する土地・家屋・償却資産、または温室効果ガスの排出量抑制に寄与する設備に対し、補助を行う。	固定資産税・都市計画税の10分の5（ふじのくにフロンティア推進区域は10分の10）に相当する額を補助。上限3億円。	産業労働政策課 電話：0537-21-1125	
御殿場市	御殿場市設備投資事業費補助金	H29.4～	従業員10人以上で1億円以上の設備投資を行い市内雇用が1人以上増加した事業所に対し、その設備投資に伴い新たに課税される固定資産税（土地を除く）と都市計画税に相当する額を、補助する。	年5千万円を限度とし、最大3年間。 ただし、3年間の合計額は1億円を限度とする。	商工振興課 電話：0550-82-4683	×
	御殿場市経済対策助成事業	R2.10 ～R5.3	50万円（税抜）以上の住宅・事業所（店舗・工場・事務所等）の新築・リフォーム工事で、工事内容に新型コロナウイルス感染症拡大防止・省エネ等を含む場合、その費用の一部を補助。	事業所の場合、助成率は対象工事の20%。100万円を限度とする。現金と商品券で50%ずつ支給し、工事金額が200万円（税抜）以内の場合は、全額商品券で支給する。	商工振興課 電話：0550-82-4683 御殿場市商工会 電話：0550-83-8822	
袋井市	袋井市新エネルギー機器導入促進奨励金	R4.4 ～R5.3	太陽光発電システムを購入し、電力会社と契約（余剰電力買取の場合のみ対象）を締結した事業者で、市内に住所を有し、市税を滞納していない事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付します。	機器購入に要した費用の2分の1以内 1kW当たり1万円、4万円限度	環境政策課 電話：0538-44-3135	
	袋井市省エネルギー設備導入支援事業費補助金	R4.8 ～R5.2.17 (受付期間は R4.10.31 まで)	市内の事業所等を有する中小企業等が既存設備から省エネルギー設備へ更新する費用の一部を助成するもの。	補助対象経費の2分の1以内 (上限20万円)	環境政策課 電話：0538-44-3135	
裾野市	裾野市新エネルギー機器設置等事業補助金	R4.4 ～R5.3	新エネルギー機器の利用促進並びに防災及び減災対策の推進を図るため、新エネルギー機器を設置する者（個人、事業者問わず）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	太陽熱高度利用システム 2万5千円 蓄電池システム 8万円 家庭用燃料電池システム 7万円	生活環境課 電話：055-995-1816	
湖西市	湖西市省エネルギー診断奨励金	R4.4.1 ～R5.3.31 (予算の範囲 内での交付)	中小企業者等が、市内の事業所においてエネルギーの使用の合理化を図るために実施した省エネルギー診断に対し、奨励金を交付する。	診断メニューごとに全額補助 A診断（専門家1人で診断）10,450円 B診断（専門家2人で診断）16,500円 大規模診断（事前打ち合わせ＋専門家2人） 23,100円	環境課 電話：053-576-1141	

2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
御前崎市	御前崎市新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	R4.4.1 ～R5.3.31 (予算の範囲 内での交付)	【目的】 環境への負担の少ないエネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止及び資源の有効利用を図ること。 【対象機器】 ①太陽光発電システム ②クリーンエネルギー自動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)) ③超小型モビリティ(ミニカー) 【条件等】 市税等の滞納がないものであって、市内に事業所を有する又は事業所を有する予定の事業者に対し補助をする。交付の対象機器ごとに1事業者若しくは1設置場所につき1回限りとする。ただし、1設置場所とは経済活動を行っている場所ごとの単位とする。	①太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力1kW当たり2万円とし、8万円を限度とする。その額に1,000円未満の端数は切り捨てる。 ②クリーンエネルギー自動車(電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)) 購入額の10%とし、10万円を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 ③超小型モビリティ(ミニカー) 購入額の10%とし、10万円を限度とする。その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。	エネルギー政策課 電話:0537-85-1134	
長泉町	長泉町中小企業省エネルギー設備導入事業費補助金	R4.4 ～R5.3	町内事業所において、二酸化炭素の排出量の削減を図るため、環境への配慮に関し、自主的に管理に取り組み、省エネルギー設備導入事業を実施する中小企業に対し、補助金を交付するもの。	補助対象経費の10分の1以内で上限300,000万円	くらし環境課 電話:055-989-5514	



2、県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。

※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問合せください。

1.省エネ対策等に関する補助・融資制度

（2）融資制度（1市）

自治体名	事業名(予定)	実施期間(予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
藤枝市	藤枝市設備投資資金利子補給金	【対象期間】 R4.1.1 ～R4.12.31 【申請期間】 R.5.1.13 ～R5.1.25	市内に店舗・工場又は事業所を有し、かつ同一事業を1年以上営む中小企業者であって県の脱炭素支援金を借り受けた事業者を対象とし、資金を借り入れた日から2年以内で利子補給を行う。補給対象は毎年の1月から12月までに支払われた利子とする。	利子補給金計算式： 補給金の額＝年間支払利子額× （設備投資相当額／借入金額） ×（1／（借入利率×100）） ※設備投資相当額は2,000万円を上限とする。 ※借入利率が1.25%に満たない場合は、当該利率は1.25%とする。	産業政策課 電話：054-643-3165	



2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。

※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問合せください。

1. 省エネ対策等に関する補助・融資制度

（3）セミナー等（5市）

自治体名	事業名（予定）	実施期間（予定）	実施内容（予定）	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の 場合は 「×」
静岡市	静岡市中小企業者向け省エネアドバイザー派遣事業	R4.4 ～R5.3	中小企業者に対し、省エネアドバイザーを派遣し「省エネ対策に係る指導及び助言」「二酸化炭素削減計画策定の支援」をするもの。	環境創造課 電話：054-221-1077	
浜松市	創エネ・省エネ・蓄エネ相談支援事業	R4.4 ～R5.3末	①創エネ・省エネ・蓄エネ等相談支援 ・事業者を対象とした相談窓口を設置し、創エネ・省エネ・蓄エネの導入、事業用太陽光発電設備の維持管理等に関する相談支援や専門家とのマッチング支援を行うもの ②セミナーの開催 ・事業者を対象とし、創エネ・省エネ・蓄エネ及び事業用太陽光発電設備の維持管理に関するセミナーを開催するもの	カーボンニュートラル推進事業本部 電話：053-457-2502	
沼津市	事業者向け省エネルギー講習会	R4.8～R4.9	講習会：全2回 省エネの基礎知識、エネルギー管理手法を含めた講習	環境政策課 電話：055-934-4741	
富士市	富士市環境ウィーク講演会	R5.3末	・事業者の脱炭素化支援をテーマにしたセミナーを開催。新・省エネルギー対策に活用できる補助金制度等も紹介する。	環境総務課 電話：0545-55-2902	
藤枝市	事業者向け省エネルギー活動セミナー	R5.2	事業者の省エネルギー活動を促進することを目的に、効果的な手法や取組事例及び補助金などの支援策を紹介するセミナーを開催。	環境政策課 電話：054-643-3183	



2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。

※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問合せください。

2.エコアクション21(EA21)に関する支援制度

（1）認証・登録に向けた勉強会等（16市町）

自治体名	事業名（予定）	実施期間（予定）	実施内容（予定）	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
静岡市	エコアクション21取得支援セミナー	R4.6 ～R5.2	事前説明会：1回 取得セミナー：全5回	環境創造課 電話：054-221-1077	
浜松市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R4.8 ～R5.3	説明会：1回 勉強会：全5回 ※広報はままつ7月号に掲載予定	カーボンニュートラル 推進事業本部 電話：053-457-2502	
沼津市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R4.5 ～R5.2	説明会：1回 勉強会：全5回	環境政策課 電話：055-934-4741	
三島市	エコアクション21認証取得支援セミナー	R4.5 ～R5.3	説明会：1回 勉強会：全5回	環境政策課 電話：055-983-2647	
富士宮市	エコアクション21認証取得に向けた勉強会	R4.8 ～R5.3	勉強会：全5回 ※初回は説明会を含む	環境企画課 環境エネルギー室 電話：0544-22-1131	
富士市	エコアクション21認証取得支援講座	R4.6 ～R5.3	説明会：1回 勉強会：全5回	環境総務課 電話：0545-55-2902	
	省エネルギー診断	随時	随時・中小企業者に、環境アドバイザーを派遣し省エネ診断実施。 ・具体的な改善点を指摘するとともに、EA21の導入を促進。		
	事業所EMSセミナー	R4.10中旬	ISO14001基礎セミナー（ISO14001の概要と構築について等）と内部監査員要請セミナー（ISO14001規格の解説、内部監査の手法、内部監査演習等）を開催。（一部有料開催）		



2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

自治体名	事業名（予定）	実施期間（予定）	実施内容（予定）	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の 場合は 「×」
島田市	エコアクション21認証取得セミナー	R4.7 ～R5.3	市内に事業所を持つ中小企業に対し、エコアクション21の認証・登録に向けた情報を提供するセミナーを開催。説明会1回、セミナー5回	環境課 電話：0547-36-7145	
焼津市	焼津市エコアクション21認証取得支援セミナー	R4.6 ～R5.2	説明会：1回 勉強会：全5回 申込方法：広報やいづ5月号に掲載、焼津市HPに掲載	環境課 電話：054-626-2153	
藤枝市	エコアクション21認証取得支援・フォローアップ支援事業	申込み事業者 の希望に応じ て実施	エコアクション21の新規認証取得を目指す事業者またはすでに取得している事業者に対し、事業者の希望に応じて講師の個別相談や現地訪問等を開催し、取得・更新の支援をする。 ※1事業者につき5回まで支援可	環境政策課 電話：054-643-3183	
御殿場市	エコアクション21認証・登録制度説明会・取得支援セミナー	R4.7 ～R5.2	説明会：1回 勉強会：全5回	環境課 電話：0550-83-1603	
掛川市 袋井市 菊川市	エコアクション21認証取得支援セミナー (3市合同開催)	R4.6 ～R4.12	説明会：1回(R4.6) 勉強会：全5回(R4.7～)	掛川市環境政策課 電話：0537-21-1218 袋井市環境政策課 電話：0538-44-3135 菊川市環境推進課 電話：0537-35-0916	×
御前崎市 牧之原市	エコアクション21認証取得支援セミナー (2市合同開催)	R4.9	説明会：1回 勉強会：全5回	御前崎市環境課 電話：0537-85-1162 牧之原市環境課 電話：0548-53-2609	
長泉町	エコアクション21認証取得支援講座	R4.8 ～R5.3	説明会：1回 セミナー：5回	くらし環境課 電話：055-989-5514	

2 県内市町の事業者向け省エネ対策等支援策（参考提供）

※掲載事業の実施は予算成立が条件であり、事業内容、受付先等が変更になる場合があります。

※各事業の詳細については、各自治体の担当部署までお問合せください。

2.エコアクション21(EA21)に関する支援制度

(2) 補助制度等（5市町）

自治体名	事業名(予定)	実施期間 (予定)	補助等の内容(予定)	補助・融資額(または率)	担当部署	7/29時点 支援可否 ※不可の場合 は「×」
静岡市	静岡市エコアクション21取得事業者支援補助金	R4.4 ～R5.3	市内の事業所についてエコアクション21の認証・登録を受けた事業者がその認証・登録を受ける上で要した経費の一部を助成する。	定額3万円	環境創造課 電話:054-221-1077	
磐田市	エコアクション21取得事業者支援補助金	R4.4 ～R5.3	エコアクション21の認証を取得した市内の事業者を対象に、経費の一部を補助する。	エコアクション21の認証取得に要した経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。	環境課 電話:0538-37-4874	
藤枝市	藤枝市エコアクション21認証取得事業費補助金	R4.4 ～R5.3	①初めてエコアクション21の認証・登録を受ける事業者 ②2回目以降の更新・登録を受ける事業者 を対象に、認証・登録料の全額または一部を補助。	①認証・登録料の全額 ②認証・登録料の2分の1 (※ただし、市外の事業所の認証・登録を同時にした場合は、同時に認証・登録したすべての事業所の合計人数に対して、市内事業所の人数が占める割合を認証・登録料に乗じた額とする。)	環境政策課 電話:054-643-3183	
伊豆の国市	エコアクション21取得事業者支援補助金	R4.4 ～R5.3	市内に本社又は事業所がある事業者を対象にEA21の認証・取得に要した経費の一部を補助。 ※新規に取得した場合に限ることとし、1事業者につき1回限りとする。申請期限はEA21認証取得日から6月を経過する日まで。	EA21の認証・登録に要した経費の10分の10（5万円を限度）	環境企画課 電話:0558-76-8002	
長泉町	長泉町エコアクション21認証取得事業費補助金	R4.4 ～R5.3	町内事業所において、環境問題について事業者の意識の高揚を図り、環境配慮行動を促進し、地球温暖化対策を推進するため、エコアクション21の所得又は更新を行うもの。	補助対象者が第三者機関に支払ったエコアクション21の認証・登録料又は更新認証・登録料を補助。※1事業者1回限り	くらし環境課 電話:055-989-5514	